

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立文書館
所在地	前橋市文京町3-27-26
所管部局・課	教育委員会 総務課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立文書館設置条例

2 施設の役割

- (1)設置目的
郷土についての歴史的価値ある文書・記録や県の公文書その他必要な資料を収集し、公文書館法の趣旨に則り当該文書の管理を行うとともに、その活用を図り、教育・学術及び文化の発展並びにより良い地域社会の創造に寄与する。
- (2)設置当初の状況
昭和34年山口県に都道府県で初めて公文書館が設置されて以来全国8番目に整備された。この間、国では、昭和46年に国立公文書館が設立されている。
本館は、昭和49年度から開始された県史編さん過程において、民間から、将来にわたって残すべき行政文書・民間文書の収集保存施設の必要性が訴えられ、昭和57年度に公の施設として開設された。
- (3)施設を取り巻く現状
公文書館は昭和63年6月の公文書館法の施行に続いて、平成23年4月に施行された「公文書管理法」の実施機関としてその重要性が増大している。

3 施設の概要

設置年月日	昭和57年4月1日
敷地面積(所有者)	5,834平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	鉄筋コンクリート造地上3階・地下2階建1棟(5,765平方メートル)
建設費	1,715,419千円
備考	2,768千円(H27年度修繕費総額)、5,804千円(H28年度修繕費総額)

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	利用時間(休館日)
資料複写代	20円/枚(モノクロ) 40円/枚(カラー)	火曜日～日曜日午前9時～午後5時 (休館日:月曜日、国民の祝日、年末年始12月27日～1月5日、月末日など)

4 施設における実施事業

○ 館運営	40,706千円	施設維持管理、ウェブサイト運営、嘱託(6人)・臨時職員(5人)雇用など
○ 行政文書収集整理	11,529千円	県庁文書収集整理、目録作成、公文書新規公開、絵図デジタル化、デジタル・アーカイブビューアー開発
○ 古文書収集整理	689千円	民間文書等所在調査、民間文書保存指導、目録作成、古文書新規公開、県史史料所在調査
○ 教育普及活動	286千円	展示会(年3回)、講座(読解2、解説等2、出前1、インターネット上1、その他)、研究紀要作成、県史関係刊行物販売
平成28年度決算額計 53,210千円		

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳入(1)	812	878	1,158	886	1,243
雑入(雑入)	812	878	1,158	886	1,243

歳出(2)	54,279	60,942	58,886	56,616	138,222
常勤職員	86,168	83,658	90,679	90,125	81,891
非常勤職員	19,710	21,301	21,159	22,786	26,048
修繕費	123	3,373	2,750	5,172	3,274
委託費	20,671	20,256	18,666	12,462	11,907
その他	13,775	16,012	16,311	16,196	15,102
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 53,467	▲ 60,064	▲ 57,728	▲ 55,730	▲ 136,979
歳入・歳出の主な増減理由	歳入:刊行物販売収入の増減、歳出:施設修繕費、文書デジタル化費、システム開発費の増減				

6 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	10	10	11	12	11
臨時・非常勤職員	12	12	12	11	11
合計	22	22	23	23	22

7 施設利用の状況

区分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人)	8,700	8,595	8,500	7,519	7,079
無料利用者数(人)	8,700	8,595	8,500	7,519	7,079
利用者の主な増減理由	文書閲覧者、展示観覧者、講座受講者の増加				

※ 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 県立文書館は、群馬県立文書館の設置に関する条例(昭和57年施行)に基づき設置され(昭和57年)、公文書館法(昭和63年施行)及び公文書の管理に関する法律(平成23年施行)の趣旨に則って、現用公文書のほか歴史的に重要な公文書や古文書等を適切に収集、保存、利用に供する機関であり、県民にとって重要かつ必要な施設である。 </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 以下の理由により県が直接管理することが適切と考えられる。 ・県から管理を委任等されている現用公文書には個人情報をはじめとした守秘すべき情報が含まれている。(沖縄県公文書館は指定管理者制度によっているが現用公文書を扱っていない。) ・一部が未公開の歴史公文書について県民から開示請求があった場合には、情報公開制度のもとで県が直接説明責任を果たすべき。 ・収蔵している行政資料や民間から寄贈等された古文書には個人的情報等が含まれており、公開に際しては慎重な審査が必要。 </p>
業務等の見直し	<p> <input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p> 平成26年度から35年度までの中長期計画「群馬県立文書館の今後の方針と取組」を指針として、各種業務の見直し、改善を進めている。 具体的には、国指定重要文化財等のデジタル化による利活用の利便性向上と原本の劣化防止、市町村対象の公文書・古文書管理保存のための研修会等の実施、公開用目録作成の効率化、ウェブサイトのリニューアルや、SNS(フェイスブック・ページ)の開設による情報発信の充実などである。 </p>